

～家庭ごみと資源の分別表（令和6年4月更新）

- 家庭から出されるごみと資源の分別方法です。（店舗や会社などから出される事業系ごみは除きます。）
- ごみを出すための目安です。大きさや重さによって出し方が変わる場合があります。
- 詳しい出し方は、毎年3月に戸別配布している「ごみと資源の分け方・出し方」を参照してください。

埼玉西部環境保全組合

収集区分	説 明	袋(45L以内)
燃やせるごみ	生ごみや革製品など、40cm以内の燃える素材のものです。燃える素材であっても、40cmを超え80cm以内のものは「燃やせないごみ」の日に出してください。80cmを超え又は重さが10kgを超えるものは「粗大ごみ」となり、 集積所に出せません。	白色半透明
燃やせないごみ	金属やガラス製品など、80cm以内又は重さが10kg以内のものです。刃物などの危険物は紙などに包み、「 キケン 」と表示してください。80cmを超え又は重さが10kgを超えるものは「粗大ごみ」となり、 集積所に出せません。	白色半透明
有害ごみ	電池類(乾電池、小型充電式電池、コイン・ボタン電池)、水銀を含む製品、蛍光灯です。電池類は使い切ってから電極にテープなどを貼り、他のごみと混ぜずに別の袋で出してください。水銀を含む製品は紙に包んで袋に入れ、「 有害ごみ 」と表示してください。蛍光管は空きケースなどに入れ、割れないようにひもでしばって集積所に出してください。また、販売店等で回収(回収箱)しているものもあります。	白色半透明 又は透明
粗大ごみ	タンスや机など、長さが80cm以上又は重さが10kg以上のものです。 集積所に出せません ので、各施設へ直接持ち込むか、戸別収集(予約制:電話番号276-3355)をご利用ください。	—

資源(びん・かん類)	飲料用や化粧品などのびん・かん類です。容器は中身を空にし、洗って汚れを落とします。ふたは素材毎に分別してください。汚れの落ちないものや耐熱ガラス製品などは、「燃やせないごみ」の日に出してください。 ※「危険です」 スプレー缶、カセットガス(ボンベ)は最後まで使い切り、屋外(風通しのよい、火の気のない所)で穴をあけてから出してください。(高齢などの理由で穴が開けられない場合は、別袋に「 キケン 」と表示して出してください。)	透 明
資源(その他容器包装プラスチック)	商品を包装していたプラスチック系の包装類です。卵のパック、お菓子の袋、白色・色つきトレイなどです。洗って汚れを落としてから出してください。	透 明
資源(ペットボトル)	容器は中身を空にし、洗って汚れを落としてから出してください。 ※キャップ・ラベルは取り外し、「資源(その他容器包装プラスチック)」の日に出してください。	透 明
資源(紙・布類)	布類・紙類は、雨などで水に濡れてしまうと資源になりませんので、雨の日には出さないでください。 ※回収は種類毎に別車輦で行っています。集積所に布類が残っていても、紙類の回収は終了している場合があります。	ひもで しばる
処理不可	組合では 処理することができないもの です。専門業者又は販売店、購入店等に処分を依頼してください。また、販売店等で回収(回収箱)しているものもあります。	—
特定家庭用機器(家電リサイクル法対象機器)	組合では 処理できないもの です。販売店、買替え店等に処分を依頼してください。処理方法は、全戸配布している「ごみと資源の分け方・出し方」を参照してください。	—